

平成18年8月29日開会

美波町議会第2回臨時会会議録

平成18年8月29日 美波町議会第2回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1、応召議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、不応召議員は次のとおりである。

なし

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、欠席議員は次のとおりである。

なし

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 松本 晋児

1、地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	藤井 格	助 役	中東 覚
収 入 役	別宮憲一郎	支 所 長	濱 浩治
総 務 課 長	影治 信良	総 務 室 長	木里 茂樹
住民福祉課長	田川 仁重	税 務 保 険 課 長	山路 和秀
企画調整課長	海司 広幸	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	栗林健二郎	教育委員会分室長	原 千代子
地域振興室長	小坂 進	教 育 次 長	丸岡 武
教 育 長	谷崎 満則	教 育 委 員 長	向山 篤弘
監 査 委 員	平松 満	公 民 館 長	岩瀬 和夫

1、会議事件は次のとおりである。

議案第34号 専決処分報告承認について

専決第46号 海部老人ホ - ム町村組合を組織する地方公共団体の執行機関の内容
変更に伴う海部老人ホ - ム町村組合規約の変更について

議案第35号 美波町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第36号 美波町児童館、女性会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第37号 美波町デイサ - ビスセンタ - の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第38号 美波町生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第39号 美波町魚介類蓄養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第40号 美波町水産物処理加工施設設置条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第41号 美波町アワビ中間育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第42号 美波町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第43号 美波町青少年旅行村キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第44号 小イザリ地域振興センタ - の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第45号 美波町立公民館の指定管理者の指定について

議案第46号 美波町児童館、女性会館の指定管理者の指定について

議案第47号 美波町デイサ - ビスセンタ - 「竜宮」の指定管理者の指定について

議案第48号 美波町デイサ - ビスセンタ - 「浦島」の指定管理者の指定について

議案第49号 美波町生活支援ハウス「長寿村」の指定管理者の指定について

議案第50号 美波町魚介類蓄養施設の指定管理者の指定について

議案第51号 美波町水産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第52号 美波町アワビ中間育成施設の指定管理者の指定について

議案第53号 交流拠点施設の指定管理者の指定について

議案第54号 美波町青少年旅行村キャンプ場の指定管理者の指定について

議案第55号 小イザリ地域振興センタ - の指定管理者の指定について

8月29日(火)

(時に午前9時59分)

議

長 臨時議会を開催いたします。

只今の出席議員は14名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちにこれより平成18年美波町議会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元に配布してある通りでございますので説明を省略いたします。

日程第1 会議録署名者の指名について議題といたします。

会議録署名者の指名については、会議規則第115条の規定により議長より指名いたします。

7番 戎野議員・12番 岩瀬議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について議題といたします。

本臨時議会の会期については、本日1日とするに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明を議題とします。藤井町長。

町

長 本日平成18年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはまだまだお暑い中ご多忙の中、全員ご出席をいただきまして議審議を賜りますこと誠にありがたく存じているところでございます。

さて、本臨時議会で提案しご審査賜ります議案は、専決処分報告議案1件、条例の一部改正議案10件、指定管理者の指定議案11件の合計22議案でございます。議案の概要をご説明申し上げます。

まず、専決処分報告であります。これは海部老人ホーム町村組合の規約改正でございます。海部老人ホーム町村組合では、従来組合長と収入役は、老人ホーム所在の町長及び収入役をもって充てることとしてきたものを、組合長は関係町長の互選、収入役については組合長が関係町長の同意を得て選任するというように改正したものでありまして、徳島県知事の許可のあった日から施行し、平成18年8月10日から適用することとなったため、8月1日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、条例の一部改正議案の10件でございますが、すべて指定管理者制度を導入することに伴う一部改正でございます。また指定管理者の指

定につきましてはの11議案につきましては、公の施設のうち今回指定管理者制度に移行する37施設の指定管理者の指定についての議案でございます。なおこれら指定管理者制度導入にあたっての経過措置期限が、改正地方自治法の定めるところによりまして、本年9月1日までとなっているため、臨時議会を招集させていただいたところでございます。議案の詳細につきましては、担当課長からご説明をいたさせますので、ご審議のうえ原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。町長提案の理由の説明といたします。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 町長提案理由の説明が終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第4 議案第34号 専決処分報告承認について

専決第46号 海部老人ホーム町村組合を組織する地方公共団体の執行機関の内容変更に伴う海部老人ホーム町村組合規約の変更について議題といたします。当局の説明を求めます。影治総務課長。

総務課長 (専決第46号の説明をする)

議 長 説明が終わりましたので質疑を行います。江本議員。

2番議員 老人ホームの内容ってというか、実はこれ議会においても、ほとんどその組合の規約とか、その内容の変更っていう部門だけしかほとんど上がって来ないんですよ。実際今現在どこにあるのか場所的なものと、築何年ていうところと、できたらそのできた時の規模、それと今現在収容されている人員がわかれば、教えていただきたいのと。これ8月の10日に専決ということで適用されている、今現在この組合長になられてるのはどなたがなられているのか。そこのところわかりましたら。

議 長 影治総務課長。

総務課長 わたしの方でわかる範囲をご説明させていただきます。まず設置場所でございますが、牟岐町大字中村字清水120番地ということになっております。設置年限それから規模等につきましては、今ちょっと書類といいますが、資料を持ち合わせておりませんので、また以後ということにさせていただけたらと思います。それから現在の組合長は海陽町長の五軒家憲次さんでございます。それからあと入居者の数でありますとか、そういったものにつきましても、今ちょっと手持ちございませんので、また報告させていただけたらというふうに思いますので。はい。

議 長 江本議員、そのぐらいでよろしいか。まだちょっとこさいを。

2番議員 いや、あとで資料をいただけるんだったら結構です。

議 長 田川住民福祉課長。

住民福祉課長 あのご質問の件につきましては、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、調べまして後ほどお知らせするようにいたします。

議 長 他にございませんか。異議がないようでございますので質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第34号 専決処分報告承認について
専決第46号 海部老人ホ - ム町村組合を組織する地方公共団体の執行
機関の内容変更に伴う海部老人ホ - ム町村組合規約の変更について原案
通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認いたしました。

日程第5 議案第35号 美波町立公民館の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

当局の説明を求めます。影治総務課長。

総務課長 議案第35号の説明に入る前に、議案第35号から議案第44号までの
一部改正につきましては、指定管理者制度を導入するうえでの改正とい
うことでございますので、ほぼ同様な文章になってございます。したが
って改正文を読ませていただきまして、説明に変えさせていただきたい
と思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 どうですか。一括で説明。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

総務課長 (議案第35号から議案第44号の説明をする)

議 長 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第35号から議案第44号までの9件について議案通
り決するに異議ございませんか。10件について異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

続きまして、日程第15 議案第45号 美波町立公民館の指定管理者
の指定について 以下議案第55号 小イザリ地域振興センタ - の指
定管理者の指定について の11議案を一括して説明をお願いいたし
ます。影治総務課長。

総務課長 (議案第45号の説明をする)

議 長 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑ございませんか。北山議員。

1 6 番 議員 先ほど全員協議会でいろいろ質疑をして、この質疑では質疑はもう無いんですけど、やはり町民にちゃんとわかるように確認だけをしておきたいと思います。先ほどの全員協議会の中で決まったことっていうのは、この各施設についての今後については、検討委員会を立ち上げて今後検討をしていくということが決まったように思います。その中で、児童館女性会館については、今後直営も視野に入れてやっていくと。それと期間については、一年7ヶ月っていうのは今回限りで、将来は長期化が望ましいと。業者についての周知については、広告式条例に基づいてやっていくというようにわたし理解をしておたのですけれども、先ほど同僚議員のほうから、業者の育成については未成熟の業者も育成するという観点から、打診をして中に入ってこられるような方向で進めてはどうかってというような要望が出とったんですけど、これは広告式条例に基づいて今後もやっていく、掲示板3箇所だけに掲示をするというような形でいいのか。

それともうひとつ、先ほど全員協議会では、よう訊かなかったのですけれども議案第50号ですか、この魚介類畜養施設については、旧の由岐町では由岐町漁連というものがあって、そのあとの使用目的とかその他の諸々については、由岐町漁連に一任をするというようなそういう最終ことだったと思うんです。ていうのが、その施設について、他の組合なり何なりが、使える時期があった場合は、まあそこらを検討していくってというような意味合いが中に入ったと思うんです。それで、今回新町になって、美波町漁連ていうのはでき上がっているのか。やはり旧町の由岐町漁連のままなのか。ここの指定管理については、各組合の統括された漁連が承諾をしておるのかどうか。そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 町長。

長 町長。ご答弁申し上げたいと思うんですが、ご質問が多々にわたっておりますから、わたくしからお答えする以外に課長からも答弁があるかと思えますことを事前にお許しください。今回公共施設の指定管理者制度、ただ今は条例を原案通り可決いただきまして、そしてまた指定につきましてもご承認をということでございます。

さてその中で、今後とも検討するということは、おっしゃるとおりであります。で、実は今回の議案の中で示されている指定期間については、1年7カ月という期間ていうのについては、今回がまあこういう事情もあって、こういう事情とは改正自治法を実施に移す3年間の猶予の中に町村合併があり、且つまた期限が9月1日という期限を目標にする2カ月前に、実は初めての新町としての18年の議会があったという

諸般の事情を考へて、法律遵守の下で行う極めて限られた状態の中で行うことで、本来公共施設を指定管理すると、指定を受けた人に取りましても、年間契約あるいは年間の見通しを立てて、運営方針を立て、且つまたそれに伴う収入支出を立て、そして実行にあたっては、物的施設あるいは人的に施設の要請等々あると思います。そういうことを十分備え具備したうえで、指定を受けようかなあという判断がなされるべき公の施設でございます。今回そういう暇もなかったという状態の中で、今日まで、管理運営の委託とか契約できたところでございますので、そういうことの中で、最大限考えたのが、この1.7カ月つまり18年度いっぱいと19年度いっぱいというものが多くあったと思います。この指定管理者の期間については、今申し上げましたように指定を受けていただいて、公の施設を直営でやっとする以上に、民間の指定を受けた人のノウハウを駆使し、十分に発揮していただくためには、たった1年とか1年7カ月という中では、発揮のしようも準備行為もできませんので、そういう趣旨から、今後1年7カ月の指定機関の者については、今後の経過措置の段階の中では、期間を十分考慮して、例えば他府県あるいは他の施設にありますように、3年ないし5年というような期間を頭にしているところでございます。これと決定の段階におきましては、町民の各位、及びその代表である議員の皆さん方にお諮りをして、その段階でそのようにしていきたいと思っております。長くなりました。

次に、業者関係でございますが、確か人口密集地帯におきましては、いろんな民間の公共サービスを、もう実行できるような多くのノウハウを持った団体、あるいは個人、あるいは会社等があるのは事実でございますが、ただ改正地方自治法は、全国一律に離島も農産漁村も、そういう民間業者であっても、公共サービスを提供できる人的物的備えた団体等が希薄であることはご承知の通りであります。そこで今日までは、社会福祉法人でありますとか、あるいは農業協同組合でありますとか、森林組合でありますとか、あるいは漁業協同組合でありますとか、法に基づく商工会でありますとか、あるいは観光協会でありますとか、こういうようなのは典型的にございます。で、それだけでは、今後その業者を見直すにあたって、あるいは公募直営するにあたりましても、これからますます複雑多岐にわたって、また利用する住民の方々の価値判断、その施設に求めるサービスの中身も高度化して来ようと考えられ予測されるところでございますので、今申し上げました団体自身のレベルアップも図るということが大事でありますし、最近町内にもNPO法人ですね、非営利で個人的で福祉の、我々が、あの我々がっていうのはその方々、わたし達ができることは、NPOを立ち上げて地域に密着した包括のお年よりの施設もですね、自宅を活用してやっていくというようなNPO法人も、過日知事から認可を受けてそういうことをやってみようと思う

と、旧日和佐町内のことだそうでございますが、そういうような団体も出てきております。また一方、漁業生産に従事する方々も単一漁業協同組合でなくて、お互いに漁港単位で魚種単位で、ここは伊勢エビだけが大体主力だと、ここは鮑だけだとか、ここは太刀魚の一本釣りだと、ここはとこうというようなのを越えて、ひとつこう連携しようという動きもあります。特に漁協の単協のお話は、わたくしはお答えする気も無かったんですが、特に今回は漁業の漁業者のですね、共済制度がございます。いわゆる漁獲生産に関する、いわゆる安定的なその不漁のときに備えての保険制度がございます。その共済を充実してもらえんかというお話がございます。話は逸れるようですが、もう端的に速くして申し上げますが、それはいわゆる漁獲が少ないときに、いろいろと生産能力を備えるためには、もう少し保険をかけなきゃいかんと。しかし再生産能力を具備するためには、保険料がたいそうかかると。とてもそんだけの保険料かけるんではやっていけんと。いうふうなこともございまして、そういうようなことが、実は海部郡内の漁協それのみならず、これは単協だけ、単一の町だけでは具合悪いっていうんで、広がりがありますので。実はそれが、まあ町内には7つも漁協あるもんですから、あるいは海部全体あるいは鳴門、阿南とか。そういうようなことで、連携して漁業者がやっていかないとやっていけないというような実情に、今逢着しております。実は来るべき9月議会に、またご相談申し上げる案件もあるんですが、実は、そのように。そのように漁業者も漁協合併の問題は、県の手でいろいろ進めてきておるところであります。特に小さいこの港港港で、その港単位で魚種が違う、あるいは漁業の投資規模が違う。そういうようなことがあってなかなか合併ができない。まあいろんなことやっていくにも連携しにくいっていうことがあって、今日に至っております。38漁協ちゅうんがあるだろうと。さて、ご質問の畜養施設について、由岐漁連というのは単協であるけども、こういう指定管理のときでも漁協単位... 漁連というんでどうだろうかという趣旨にご質問が聞こえたんですが、ただ単協があって、漁連でったって漁連という場所は無いわけでして。ただそれは連携し合うちゅうことで、責任がはっきり取れるのか取れないのかと。例えばその漁業共済についても、単協ではなかなかご負担できないんで、漁業のその連絡会的な、そうかといって法人格の無い団体に、助成もしにくいというようなこともございましてですね、実は本来、ちょっと長くなるんですが、ちょっと言うとかんと誤解を生みますから。一つ一つ志和岐とか東由岐とか西とかじゃなしに、漁業連労会、漁連というのはどこにもないわけですよ。で、漁連の事務所どこかいうたら西由岐なら西由岐どっかが、ほんなら漁連のわしは代表者に事務所になるということになってきますと、今後のことでございますが、単協では指定管理のその受ける能力の具備した資格が

どうこうっちゅう意味ではあるけど、ただ、今ある組合がただ横の組織したけんいうて、それを相手方にするかどうかについては、今後の課題とっております。これはひとつ美波町としての漁連という漁協のたくさんある7つ6つある漁協を一緒にして漁連と。そうなってその漁連に指定管理をする場合に、例えば、ずっと伊座利の多いところに漁連に頼んだとかいうようなことになってくると、その施設が地域に根ざしてそこにおる人、あるいはそこにいなくてもそこにおる人以上のノウハウでできるというようなことも勘案した場合には、これはひとつ一口にはお答えができないかなあとっております。長くなりました、このくだりは。それから今後とも漁連ということによって、それを指定管理者の業者で適格を具備するようにする方法は、時間をかけて内容を審査しなければならないと思いますが、これとてまたご指導を賜りたいとっております。

それから、その以外の業者育成でございますが、これはご存知のように人格無き社団でもいいんです、婦人会の連合でも。しかし税金で作った塊です。フローではないけど、塊。フローして作って、税金で作った施設ですから、なんでもええんじゃやれる人だったらわしら3人がしょうって言っても、自然人はやっぱり生死っていうんがかかっておりますから、やっぱり税金で作った資産ですから、それを役所が直営する以上のノウハウをもって、何しろその施設を使っていたく地域の方々に、サービスをできるというそのスタッフ、あるいは人の塊でなければならぬので、そういう視点に立っての育成を今後とも続けてまいりたいと考えております。

それから周知方法ですが、これにつきましてはご存知のように、本日の臨時議会を招集申し上げることも、町内放送ができてないということについては、前段もちょっとお詫びを申し上げたこととございますが、町に、今町役場で何が行われてるかっていうことは、もちろんわたしもは今までの条例規則等に基づいて、特に議会の招集等につきましては、いわゆる広告式条例に基づいてやってきたところでありますが、さらに全域にわたっていわゆる最近の音声と掲示を使ってやることについては、今後充分意を用いてやっていきたいと。これについては、単なるここでご答弁申し上げることによって行うのではなくて、ちょうど議会を招集するときは、広告式あるいはその他省令に基づいてやっているところでありますが、議会の招集にあたっては、町民に音声あるいは映像で承知することについて、何かの規範措置を講じてまいりたいとっております。以上長々と答弁申し上げましたが、どうぞご趣旨ご理解賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

議長
16番議員

北山議員。あの質問漏れはありませんか。
答弁漏れよ。

議 長
地域振興室長

あ、答弁漏れ。小坂室長。

議案第50号 美波町魚介類畜養センターの指定管理者の指定について のくだりですが、何点かそのことにつきまして質問がございました。多分3点ほどであったかと思うんで、まずそれを確認させていただきたいんですが、美波町漁連が成立しているかどうかというところが、1つございました。それとその漁連に対してその魚介類畜養施設ですね、その運営とかに関して検討を一任し取ったのではなかったかというふうな趣旨のご質問があったかと思えます。あと最後に、希望の漁協があればその運営に参入してもいいというふうな以前検討課題があったんではないかと。概ねその3点くらいだったですね。

それでまず、第1点めの質問の順番から言いますと逆になるかもわかりませんが、答え方としましては美波町漁連が成立しておるかということなんですけれども、まず漁連につきましては、もう古い話でありまして徳島県漁連というのがあるんですけども、同じ名称を各地区で使ってはいけないという話がありまして、昭和50年代だったと思うんですが、漁業振興会という名称で由岐町漁業振興会というものを構成しておりました。この新町が発足後ですけれども、一応美波町のエリアにある漁業協同組合が連合して、親睦と研鑽を積んでいくというような趣旨でその規約を改正いたしまして、美波町という名前をあえて避けてですね、海部上灘漁業振興会というものを組織しております。これは現在日和佐町漁協が、まだ町が残った状態で規約変更ができてない定款変更ができてないところがあるんですけれども、日和佐町漁協の内部で参加しようじゃないかという意見と、もうちょっと待った方がいいんじゃないかと、その両方があったというようなこともありまして、旧由岐町の6漁協の方で役員会を開いた際に、美波町を入れてしもうたらちょっと心苦しいところもあるんで遠慮しといて、海部上灘という使い方をすれば、大島から大体上の方をそういう言い方をしよったんで、まあ違和感もなしにいけるだろうというふうなことで、一応日和佐町漁協も加入できるような規約にしまして、海部上灘漁業振興会というものにして組織しておりますが、最初若干紆余曲折があった中で、その規約変更した頃には、原案を作った頃には、参加の意思表示をしていただいていたんですけども、その直前になりまして、設立総会の直前になりまして、やはりもう少し見合すわというふうなことで、現時点では日和佐町漁協につきましてはその漁業振興会の方に参加はしていただいております。

次に、その漁連一任、漁業振興会の一任というふうなニュアンスの部分なんですけれども、どこかでそういうやりとりがあったのかもわかりませんが、わたくしが知る範囲では、漁業振興会などで協議をしていきますということは申し上げた記憶はあるんですけれども、一任というふうなニュアンスのことは申し上げた記憶はございません。多分どこかで多

分行き違いがあるんだろうと思うんですが、なぜそうでないというふうな話になりますかというのと、もともと平成2年度から3年度にかけて、この畜養施設になる前の前身として、種苗生産施設として作ったんですね。で、鮑の種苗生産をして中間育成をして放流していくと。で、その目的のために種苗生産施設として作ったのが、そもそも発端であるわけなんですけれども。その種苗生産施設を建設する際に、どこに作るかというので、二転三転ありました。最終的に現在の志和岐の地先の方に作っておるわけなんですけれども、その志和岐の方にもっていかうというふうな話になった際に、平成2年の7月23日付けの文章が、組合長の方から当時の近藤町長の方に出されておるわけなんですけれども、こんなところに作られては困ると。水を排水を港内に流されたら困るんじゃないと。その辺もってちゃんと配慮してくれんかったら、志和岐としては受け入れができませんよというふうな実は文章が役場の方に届いております。で、それを受けまして、役場の方でもいろいろ検討したり、あるいは当時漁業振興会の方でも検討していただいた結果、運営のやり方として、第三セクターをつくと。町が入って6漁協が加入する第三セクターをつかって、当然地元の志和岐漁協も経営に参加をするし、当時の組合長が所長として、旗振ってもらうような格好になっていくんだから、まあ心配せんとやらしてくださいと、というふうなやり取りがあって、確かに全く無関係にやるのではないんやから、地元の漁協のコントロール利きもって利かせもってやれるんやから折れましょか、というふうなことでその施設が作られていくという経緯があります。ですから、受け入れしていただいている志和岐っていう地区漁協の意向を抜きにして、どっかに放り投げるってことは、まず不可能な状況があるわけです。それと10年ほど稼働しまして、その10年間の間に約1億円の町の補助金を突っ込んでいって、まあ結果的に閉鎖をせざるを得ないというふうな経緯があったわけなんです。その後休止して、いろいろ紆余曲折模索をしながらですけれども、方向として種苗生産施設では無理だから、畜養施設に切り替えていきましょうというふうな方向が定まってきました。平成16年の6月の24日に、国に対して用途変更の手続きを取っております。その用途変更の手続きを取った際にですね、添付文書の中で地元の志和岐漁協を運営をしたいとしますということを前提に、承認を実はいただいていると。これ一番安定的に運営ができていくであろうからということで、県とも協議をした中で、それが一文一言入ったうえで、国の承認を得ているというふうなことがありまして、結果的に公募に適さないという判断をしたわけなんですけれども。一応そういうのがあったという前提で、次の話、最後の希望漁協の参入があれば、という部分になるんですけれども、平成13年だったと思いますが、もともと種苗生産施設の方の管理運営をしておりました第三セクターの生産の決

量をして、それから数年の間地元の方にもいろいろ関わっていただいて、さまざまな動きがありました。なかには、町内にある仲買人さんですね、そういった人も参入してもろたらええでないかというふうなご提言もいただいたりした経緯があったんですけれども、そういった背景っていうのをそれぞれの方もご存知でしたので、具体的に例えば漁業振興会の中で話をしていく際に、うち入れて、やりたいんじゃないかというふうな直接的な表現で、そういう要望があったことは一度もございません。民間の企業につきましても同じです。で、毎回必ずというわけではないんですけれども、大体年に2回漁業振興会の方は役員会等総会をやっておりますが、自分自身関わってくる中で、一番最近は時間切れだったものですから、その議題出さなかったんですけれども、それとあともう一回ぐらいを除いて、大体経過報告という格好で今こんなことをやってます、これからできたらこんなことをやろうと思っておりますっていう話を、志和岐漁協なんかとの話もひっくるめまして報告をしまして、以前から議会の方からも、新規参入の要望があれば受け入れしなさいよというふうな話があるんですけど、振っては来ておりますけれども、一度も無かったというふうなことで、一応答弁にさせていただきたいと思うんですが、そんなもんでよろしいでしょうか。

議 長
16番議員

北山議員。

名称のその漁連ていうんは、わたしが認識不足で、今室長がおっしゃったように海部上灘漁業振興会に改名されておるっていうんはよくわかりました。

そのあとの新規参入っていう問題について、それと振興会に一任っていうのと、ちょっとこうわたしのは、ニュアンスが違うんですけど。これは旧町の話で申し訳ないんですけど、当時合併前でしたかね、漁獲の大綱の中で今後の有効利用っていうんが、1つの課題になって。そんな中で、何年か地元の志和岐にやっていただいて自立をしてもらおうという方向で、志和岐にやってもらうんだと。そういう議論の中で、当時わたしも質疑をしたと思うんですけど、もし有効利用するのであれば、その施設が空いておるところは、また他の漁業組合が使わせていただきたいっていうような話があった場合、使えるんですか、というような質疑をしたときに、そこは振興会、振興会で話し合ってもろて、そして有効活用をしていくんだというような話があったと思うんです。そんな中で今、室長がおっしゃるように新規参入、他の組合に対して新規参入をするんですか、と言うた中で、どこも手を挙げないと。あとはもう志和岐だけが、管理指定を受けて、今後はもう志和岐だけがもうやるんだと。あとの組合は、それには全然入っていけないという認識で、他の漁業組合は理解をしたと。そう理解しておってもいいんですかね。

議 長

小坂室長。

地域振興室長 入っていけないということで理解したというよりも、他の漁協の方がする力が無い。だからもう考えないというふうなニュアンスの方が近いかと思えます。どうしても距離的な問題もありますし、漁協自体がやっぱり体力落ちてきてますので、多めに人間、職員を抱えることできません。ですからもう既存の業務の方でもう手いっぱい状態で、そっちまで気を回せないという、そういう状況があるがために、今もかなり空きスペースがなくなっはきておるんですけども、空いとるところがあって、使えたらええのになあと、内心思われとう方でも実際職員がやるかってったらようやらさんなあとというふうなことで、手を挙げられなかったというふうなのが、多分本当に近いところだろうかと思えます。あと併せて、この1年ほどの間になんですけども、この志和岐漁協とあと民間企業との間の業務提携のようなのも若干進んでおりまして、空きスペースを有効に使うようなことが模索されております。まだまだ実験段階のようなものですが、町の方から出してあります管理運営の委託料、ごく僅かな額ですけども、そういったことを貴重な原資にさせていただきまして、そういったことにつきましても努力をしていただいておりますということをご承知おきいただきたいと共に、この管理運営委託料につきましては、そんなに長期にわたっていつまでもは無理ですよという前提の下で、支出させていただいておるということもありますので、いつぐらいまでについていうのは、ちょっとはっきりは申し上げられませんが、ずっと続けていくというものではないということも、知っておいていただければと思います。

議 長 北山議員。
16番議員 しかし、今度指定を受けるところがどんどん有効活用していったら、それはもうずっとやっていってもらえるような、もう実績がついていくということにはなりますよね。

議 長 小坂室長。
地域振興室長 あくまでも管理運営委託料の話ですね。いつまでも続けるものでないというのはね。操業自体は続けていただいて、地域の中に雇用の場を作っていただくというのを、やっぱり意図してお金を出している部分もありますので。そういう点で、もっとどンドンどンドン内容を充実していってもらいたいという思いがあることに変わりございません。

議 長 戒野議員。
7番議員 先月の6月議会で、わたくしの方でも指定管理者制度の活用と歳出の見直しをということで質問したときに、助役の方からですね、道の駅日和佐体験活動施設モビレージについては、個別の総合型条例というもので指定管理者制度を導入して、美波町に引き継いでいますという返事だったんですよ。先ほど協議会の中でのお話でしたら、モビレージは今後のことを考えてそういう制度には馴染ませんよということだったんですが、

その整合性、この答弁の整合性ですね。

それと指定管理者の導入予定の施設としてぼっぼマリンの物産館や、林業研修センター等考えていますとなってましたけど、これは考えた結果、今回は対象としないということで。議会だよりの関連もあるので 再確認の意味ですね、それは退けるということで了解しとっていいんですか。

議 長 影治総務課長。

総務課長 条例関係の前段の部分をわたしの方からということで、モビレージと、それから道の駅日和佐につきましては、個別の条例で旧日和佐町の時代に作っております。いわゆる総合型の条例ということになっておりまして、町の直営と、それと指定管理者制度を二者択一できるというようなことになっておりまして、道の駅は指定管理をしておるわけなんですけれども、モビレージのいわゆる美波町体験活動施設につきましては、今のところ直営でというようなことになっております。以後についてはまた、助役の方からご説明答弁いたします。

議 長 中東助役。

助 役 議員さんご質問のですね、6月議会に確かにですね、旧由岐町のぼっぼマリンの物産館と、それと日和佐地区の林業研修センターについてはですね、これは指定管理制度の対象となりますよというような内容の答弁等をいたしております。その後、7月から8月にかけて具体的にですね、じゃあ施設の検討をした折に、この二つの施設についてはですね、さらに検討してみるとということで、今回指定から外させていただいた経緯がございます。以上でございます。

議 長 戎野議員、それでよろしいか。他に。山本議員。

10番議員 この別紙の施設公民館等、公民館は全て施設の名称全部施設公民館なるとるのに、指定管理者となる団体の名称はほとんどが町内会であり、分館いうところも農家のところが多いところがこういうようになってんやんけど、参考までにお聞きしたいんは、分館長がすべて町内会長を兼務しておるのかということ。今後そういうように町内会なら町内会、分館なら分館というように、統一をしていくような考えは無いのか。その点ひとつお聞きいたします。

議 長 影治総務課長。

総務課長 前段のところの名前のことなんですけれども、団体の名称につきましては、現在公民館の方へ提出されております事業計画なり事業報告の中の規約に基づいて、一応入れさせていただいております。ですから、議員ご質問のある今後名前を分館から公民館であるとか町内会とかいうように統一するかどうかというところは特に今のところ町の方から。

10番議員 その施設の名称でなくてね、この管理者となる団体の名称をまあいうたら、町内会の方にするか分館にするか、統一をするのではということで

す。

総務課長

それについては今申し上げましたように、それぞれの町内会がですね、規約を作っておるところと作っておらないところあるんですけれども、作っておるところにつきましては、その作っておる規約いわゆるこの会は何々と称すってというような項目がありますが、その名前をのせて、現実の分をのさせていただいております。今後名前を町内会に統一するとかどのようにしていくかというのは、今のところ町の方で、積極的にそれを進めるとかというのはちょっと考えがありませんけれども、統一していいこうではないかというようなもの話であるとか、そんなんが出てきましたらまた委員会の方で、そういった協議をいたしまして、町内会とも諮らなくてはいけないところもあるかもわかりませんが、またそのように対応させていただけたらというふうに思っております。今現在、このような現実にかどうか現状に合わせた形ということになっております。

10番議員

今先ほどお聞きした、分館長が町内会長を兼務しているか、その点お聞きします。

議長

岩瀬公民館長。

公民館長

その件についてお答えいたします。ほとんどの分館、今公民館と呼んでおりますが、町内会長と兼務いたしております。以上でございます。

議長

山本議員、それでよろしいか。

10番議員

はい。

議長

他に。坂口議員。

15番議員

他愛も無い質問なんやけど。この団体の名称っていうんは、分館ていうんは、どういう意味なんかいな。分館ていうんはどういう意味なんかと。

議長

影治総務課長。

総務課長

ちゃんと答弁できるかどうかわかりませんが、旧町の日和佐町では、中央の公民館を公民館と称しております、その他のいわゆる由岐町であれば、伊座利からずっと木岐までの町内会っていうのを、分館っていうふうに今まで表示しておりました。そういった関係で社会教育関係におきましては、親の公民館があって、それぞれの地区はそれのまあいうたら、分館とか分かれるっていうんですかね、ちょっとそれがどうかわかりませんが、そのような使い方をしておりまして、現実的に今ここに書いてあります山河内公民館からそれから赤松公民館までは、それぞれの規約という中で、団体として分館というふうな言葉を使っております、その代表者についても分館長というふうになっております。ですから言葉の使い方の違いかなということと、それとひとつはその公民館サイドで考えると、公民館それから分館てなるんですけれども、町内会っていうのは、また社会教育関係以外の全てを含むとか、ようなことがあるんじゃないかなというふうに思います。以上、よろしい

ですか。

1 5 番 議 員 ちよっとすみません。あのな、ちよっとよう意味が。町内会っていうんはわかるんよ。例えば、奥河公民館を管理指定、指定管理するもんは町内会っていうんはわかるんよ。山河内公民館が山河内分館が指定業者っていうんはどういうことかな。山河内町内会ならわかるんやけど、これはちよっと意味がわからんのやけど、どんなん。

議 長 影治総務課長。

総 務 課 長 今までのいきさつです、旧の赤河内村につきましては、町内会という言葉が使われてきておりませんでした。ということで、分館というのがその地域を代表する1つの塊というようになっておりまして、行政的には、その中に若干違いますけれども、実行組というような組織がまた小さくあるというような、そんなことでそのあたりが言葉的には町内会と分館ということで違和感があるかもわからんですが、中身は一緒というように理解していただいてもいいんかなというふうに思います。

議 長 坂口議員、それでよろしいか。他に。

それでは質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

日程第15 議案第45号 美波町立公民館の指定管理者の指定についてを含め、日程第25 議案第55号 小イザリ地域振興センターの指定管理者の指定についての11件についての原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

(異議なしの声あり)

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

田川住民福祉課長。

住民福祉課長 先ほど、江本議員さんから海部老人ホームにつきましてお尋ねのありました何点かにつきましてお答え申し上げます。まず、海部老人ホームでございますけれども、場所は牟岐町でございます。それで収容人員につきましては、50名でございます。現在48名が入所いたしております。それから管理者につきましては、今年の7月1日から海陽町の五軒家町長が管理者となっております。それから海部老人ホームの開設年度でございますけれども、昭和31年4月1日からということでございます。その施設の規模でございますけれども、平屋建で1,485㎡でございます。敷地につきましては、4,539、4反5丁ほど敷地がございます。以

議

上でございます。
長 江本議員、それでよろしいか。
以上で本日の日程は、全て終了しました。
お諮りいたします。
本臨時会に付託されました案件を全て終了しました。以上で閉会といた
したいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会は、本日で閉会することに決しま
した。
これをもちまして平成18年美波町議会第2回臨時会を閉会いたします。
お疲れ様でございました。

(時に午前11時32分)